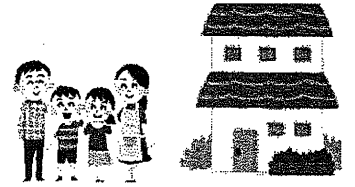


# 旭・三輪野江地区三世代同居等支援補助



## 補助の概要

### 1. 補助対象者 (補助申請者)

・下記要件に該当する住宅の新築、購入又は増改築等の契約者 (複数の場合はその代表者)

### 2. 対象地区

旭小学校区、三輪野江小学校区内の市街化調整区域、又は中川の西の地区であること。

### 3. 対象住宅と住宅経費 (外構工事などの居住に必要な部分以外の経費を除く。)

令和6年4月1日以降に契約した下記のいずれかに該当するもの。(法令適合住宅に限る。)

- ①自己又は同居を目的とした住宅の新築や購入で、住宅の費用が500万円以上
- ②同居を目的とした親世帯等の住宅の増改築等で、増改築等の費用が200万円以上
- ③親族の空き家等を利用した増改築等で、増改築等の費用が100万円以上

※親族：民法第725条による6親等以内の血族、配偶者、3親等以内の姻族をいう。

### 4. 世帯要件

- ①若者世帯：夫婦 (ひとり親を含む) とともに39歳以下の世帯
- ②子/孫世帯等：親世帯等が対象地区に1年以上居住※し、親世帯等と同居 (2人世帯以上) 又は同居 (単身世帯以上) した世帯 (※施設入居以外。以下同じ。)
- ③親世帯等：対象地区に1年以上居住※し、子、孫世帯等と同居した世帯
- ④他の世帯：親族の空き家等を利用した世帯 (2人世帯以上)

### 5. 遵守事項

- 建物用途**・住宅又は事務所及び店舗等を兼ねる住宅で、住宅部分が過半以上であること。
- 耐震基準**・昭和56年5月以前の木造住宅は、現行の耐震基準に適合していること。
- 自治会**・自治会に加入していること。(同居の場合は世帯のいずれかが加入していること。)
- 誓約**・世帯全員が市税の滞納及び暴力団員でなく、5年以上の居住意思があること。
- 利用限度**・原則、世帯1回を補助の限度とする。(同居を目的とする場合を除く。)
- 申請期限**・住宅引き渡し後、1年以内とする。(耐震改修工事実施時は最大1年を加算。)
- その他**・補助対象住宅以外の住宅を所有していないこと。(契約時点で未所有のこと。)

### 6. 補助額

基礎額	1	若者世帯	20万円
	2	子/孫世帯等及び親世帯等	30万円
	3	他の世帯 (親族の空き家等を利用した世帯)	10万円
加算額	ア	上記1及び2に該当し、購入した中古住宅が空き家であった場合	10万円

**空き家の適用**：市の調査で1年以上未利用の空き家として証明できたもの。(新築を除く。)  
空き家が証明された場合、施行日以降の解体、建て替えによる適用も可能。

**※この補助は予算の範囲内で実施され、対象となる住宅に世帯で居住した後に、必要書類を提出し、「吉川市三世代同居等支援補助金交付要綱」に基づく審査が必要となります。**

上記による要件の詳細については、下記にお問合せください。



問合せ先 担当 都市計画部 開発建築課 建築指導担当  
電話 982-9885 (直)

